

# 令和元年度 大東市教育委員会 12月定例会会議録

## 1. 開催年月日

令和元年12月23日（月） 午後7時00分～午後8時00分

## 2. 開催場所

大東市教育委員会会議室

## 3. 出席者（5名）

- ・教育長 亀岡 治義
- ・教育委員 田中 佐知子
- ・教育委員 水野 達朗
- ・教育委員 太田 忠雄
- ・教育委員 齊藤 めぐみ

## 4. 出席説明員（16名）

- ・学校教育部長 澤田 芳彦
- ・学校教育部指導監 岡本 功
- ・生涯学習部長兼総括次長 南田 隆司
- ・学校教育部総括次長兼教育政策室長兼課長 北田 吉彦
- ・学校教育部教育政策室課長 藤原 成典
- ・学校教育部教育政策室課長 新井 雅也
- ・学校教育部教育政策室課長 渡邊 良
- ・学校教育部教育政策室課長兼教育研究所長 奥村 彰悟
- ・学校教育部教育政策室課長兼野崎青少年教育センター所長 前島 康浩
- ・学校教育部教育政策室課長兼北条青少年教育センター所長 梅本 正直
- ・学校教育部学校管理課長 清水 鉄也
- ・生涯学習部生涯学習課長 平岡 健一郎
- ・生涯学習部生涯学習課参事 黒田 淳
- ・生涯学習部スポーツ振興課長 中村 正則
- ・福祉・子ども部子ども室課長 栗田 英治
- ・学校教育部教育策室上席主査 小田 恭裕

## 5. 傍聴者 6名

## 6. 議事日程

- 日 程 第 1 会議録署名委員の指名について
- 日 程 第 2 教委議案第38号  
大東市立北条幼稚園の目指すべき方向性について
- 日 程 第 3 教委議案第39号  
令和2年度全国学力・学習状況調査への参加について
- 日 程 第 4 教委議案第40号  
大東市立野外活動センター条例施行規則の一部を改正する規則について
- 日 程 第 5 一般業務報告

## 7. 議案書

教委議案第38号

大東市立北条幼稚園の目指すべき方向性について

大東市立北条幼稚園と北条保育所を統合し、幼保連携型認定こども園に移行する方向性について、議決を求める。

令和元年12月23日提出

大東市教育委員会

教育長 亀岡 治 義

理 由

大東市立北条幼稚園と北条保育所を統合し、幼保連携型認定こども園に移行する方向性について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第1項の規定に関して、承認を得る必要があるため。

教委議案第 39 号

令和 2 年度全国学力・学習状況調査への参加について

令和 2 年度全国学力・学習状況調査への参加について、委員会の議決を求める。

令和元年 12 月 23 日提出

大東市教育委員会

教育長 亀岡 治 義

理 由

令和 2 年度全国学力・学習状況調査への参加について、文部科学省からの照会への回答を要するため。



元文科教第575号  
令和元年12月16日

各都道府県教育委員会  
各指定都市教育委員会  
各都道府県知事  
構造改革特別区域法第12条第1項 殿  
の認定を受けた地方公共団体の長  
附属学校を置く各国立大学法人学長  
附属学校を置く各公立大学法人の理事長

文部科学省総合教育政策局長

浅田 和伸



(印影印刷)

令和2年度全国学力・学習状況調査への参加及び協力について（照会）

文部科学省において、令和2年度全国学力・学習状況調査の実施要領を決定し、「令和2年度全国学力・学習状況調査の実施について」（令和元年12月16日付け元文科教第574号文部科学事務次官通知）で通知したところです。ついては、本調査への参加及び協力の意向について確認いたします。

別紙1～10のうち該当する様式に記入の上、令和元年12月27日（金）までに、文部科学省本件担当まで御回答願います。

なお、都道府県教育委員会におかれては域内の市町村教育委員会（指定都市教育委員会を除く。）に対して、都道府県知事におかれては調査に関係する域内の私立学校を設置する学校法人に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては調査に関係する域内の株式会社立学校を設置する学校設置会社に対して同様に照会を行い、取りまとめの上、御回答願います。

<本件担当>

総合教育政策局 調査企画課 学力調査室  
電話：03-5253-4111（内線3726）



元文科教第5.74号  
令和元年12月16日

各都道府県教育委員会  
各指定都市教育委員会  
各都道府県知事  
構造改革特別区域法第12条第1項  
の認定を受けた地方公共団体の長  
附属学校を置く各国立大学法人学長  
附属学校を置く各公立大学法人の理事長

殿

文部科学事務次官  
藤原 誠



(印影印刷)

### 令和2年度全国学力・学習状況調査の実施について（通知）

文部科学省において、令和2年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領（以下「本実施要領」という。）を別紙のとおり決定しましたので通知します。

本実施要領においては、平成25年度、28年度に続く第3回目の「経年変化分析調査」、平成25年度、29年度に続く第3回目の「保護者に対する調査」に関する規定を含んでいます。

調査結果を十分に活用し、調査の目的を達成するため、

- ・各学校においては、調査結果を踏まえ、各児童生徒の全般的な学習状況の改善等に努めるとともに、自らの教育指導等の改善に向けて計画的に取り組むこと
- ・各教育委員会においては、調査結果を踏まえ、それぞれの役割と責任に応じて、学校における取組等に対して必要な支援等を行うなど、域内の教育及び教育施策の改善に向けた取組を進めること

が重要です。

これらを踏まえ、各設置管理者等におかれては、全国学力・学習状況調査の実施及び調査結果の管理・公表等について、法令及び実施要領等に基づき、適切に御対応いただきますようお願いいたします。

については、都道府県教育委員会におかれては域内の市町村教育委員会（指定都市教育委員会を除く。）及び調査に関係する所管の学校に対して、指定都市教育委員会におかれては調査に関係する所管の学校に対して、都道府県知事におかれては調査に関係する域内の私立学校及びそれを設置する学校法人に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては調査に関係する域内の株式会社立学校及びそれを設置する学校設置会社に対して、国立大学法人学長及び公立大学法人理事長におかれては調査に関係する附属学校に対して、速やかに御周知いただくとともに、本実施要領を踏まえて、調査を円滑かつ確実に実施するため、特段の御理解と御協力をお願いします。

<本件担当>

総合教育政策局調査企画課学力調査室

電話：03-5253-4111（内線3726）

# 令和2年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領

令和元年12月16日  
文部科学省

## I. 調査の目的

義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てる。さらに、そのような取組を通じて、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立する。

## II. 調査の名称

令和2年度全国学力・学習状況調査

## III. 調査の構成

本体調査に加えて、経年変化分析調査及び保護者に対する調査を実施する。

## IV. 本体調査

### 1. 調査の対象

(1) 国・公・私立学校の以下の学年の原則として全児童生徒を対象とする。なお、公立学校には公立大学法人が設置する学校（以下「公立大学附属学校」という。）を含むものとする。

#### ア 小学校調査

小学校第6学年，義務教育学校前期課程第6学年，特別支援学校小学部第6学年

#### イ 中学校調査

中学校第3学年，義務教育学校後期課程第3学年，中等教育学校前期課程第3学年，特別支援学校中学部第3学年

(2) 特別支援学校及び小中学校の特別支援学級に在籍している児童生徒のうち、調査の対象となる教科について、以下に該当する児童生徒は、調査の対象としないことを原則とする。

ア 下学年の内容などに代替して指導を受けている児童生徒

イ 知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の教科の内容の指導を受けている児童生徒

### 2. 調査事項

(1) 児童生徒に対する調査

#### ア 教科に関する調査

(ア) 小学校調査は、国語及び算数とし、中学校調査は、国語及び数学とする。

(イ) 出題範囲は、調査する学年の前学年までに含まれる指導事項を原則とし、出題内容は、それぞれの学年・教科に関し、以下のとおりとする。



- ① 身に付けておかなければ後の学年等の学習内容に影響を及ぼす内容や、実生活において不可欠であり常に活用できるようになっていることが望ましい知識・技能等
- ② 知識・技能を実生活の様々な場面に活用する力や、様々な課題解決のための構想を立て実践し評価・改善する力等

(ウ) 調査問題では、上記①と②を一体的に問うこととする。出題形式については、記述式の問題を一定割合で導入する。

#### イ 質問紙調査

調査する学年の児童生徒を対象に、学習意欲、学習方法、学習環境、生活の諸側面等に関する質問紙調査（以下「児童生徒質問紙調査」という。）を実施する。

#### (2) 学校質問紙調査

学校における指導方法に関する取組や学校における人的・物的な教育条件の整備の状況等に関する質問紙調査（以下「学校質問紙調査」という。）を実施する。

### 3. 調査実施日等

#### (1) 児童生徒に対する調査（調査の時間割モデルは別紙1）

調査の実施日は、令和2年4月16日木曜日とする。

##### ア 小学校調査

(ア) 教科に関する調査の調査時間は、国語及び算数それぞれ45分とする。

(イ) 児童生徒質問紙調査は、各学校の状況に応じて適切に実施する。

##### イ 中学校調査

(ア) 教科に関する調査の調査時間は、国語及び数学それぞれ50分とする。

(イ) 児童生徒質問紙調査は、各学校の状況に応じて適切に実施する。

#### (2) 学校に対する質問紙調査

令和2年4月に実施する。

#### (3) 調査実施に関するスケジュール

別紙2のとおりとする。

### 4. 調査の実施体制

調査の実施体制は以下のとおりとする（調査の実施系統図は別紙3・別紙4）。

(1) 調査は、文部科学省が、学校の設置管理者である都道府県教育委員会、市町村教育委員会、学校法人、国立大学法人、公立大学法人等（以下「参加主体」という。）の協力を得て実施する。

(2) 都道府県教育委員会は、域内の市町村教育委員会に対して指導・助言・連絡等をするなど調査に協力する。また、自らが設置管理する学校に対して指示・指導・助言等をするなどにより調査に当たる。

- (3) 都道府県知事は、私立学校の所轄庁として調査に協力する。
- (4) 市町村教育委員会、学校法人、国立大学法人、公立大学法人等は、学校の設置管理者として調査に協力し、自らが設置管理する学校に対して指示・指導・助言等をするなどにより調査に当たる。
- (5) 学校は、校長を調査責任者として、設置管理者である市町村教育委員会等の指示・指導・助言等に基づき調査に当たる。

## 5. 調査結果の取扱い

文部科学省は、以下のとおり、調査結果を示し、公表するとともに、各教育委員会及び学校に対して、調査結果等を提供する。

また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条第17号の規定により、調査の実施、調査結果の活用及び公表等を含め、調査は教育委員会の職務権限である。そのため、教育委員会は、調査結果の活用及び公表等の取扱いについて、主体性と責任を持って当たることとする。

### (1) 調査結果の示し方

文部科学省は、小学校調査及び中学校調査のそれぞれの結果として、以下の事項等を示す。

ア 教科に関する調査の結果として、

(ア) 国語、算数・数学のそれぞれの教科（以下「各教科」という。）にかかる問題の全体の平均正答数、平均正答率、中央値、標準偏差等

(イ) 以下をそれぞれ単位とした各教科の平均正答数等の分布等が分かるグラフ

- ① 都道府県教育委員会
- ② 都道府県教育委員会（指定都市教育委員会を除く。）
- ③ 指定都市教育委員会
- ④ 教育委員会
- ⑤ 学校
- ⑥ 児童生徒

(ウ) 各教科の設問ごとの正答率等

(エ) 各教科の設問ごとの解答類型別児童生徒数の割合

イ 児童生徒質問紙調査及び学校質問紙調査の結果として、

(ア) 児童生徒質問紙調査及び学校質問紙調査の回答状況

(イ) 児童生徒質問紙調査の回答状況と教科に関する調査の正答率等との相関関係の分析

(ウ) 学校質問紙調査の回答状況と教科に関する調査の平均正答率等との相関関係の分析

ウ その他、調査の目的の達成に資する分析

### (2) 文部科学省による調査結果の公表

文部科学省は、調査の目的を踏まえ、以下の事項等について調査結果を公表する。文部科学省が公表する調査結果については、公表後速やかに、文部科学省ホームページに掲載する（文部科学省における調査結果の公表の体系は別紙5）。

- ア 以下の（ア）から（オ）までの区分に応じ、上記（１）ア及びイで示した結果
- （ア）国全体（国・公・私立学校全体の状況又は国・公・私立学校別の状況）
  - （イ）都道府県ごと（都道府県教育委員会及び市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況）
  - （ウ）都道府県（指定都市を除く。）ごと（都道府県教育委員会及び市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況）
  - （エ）指定都市ごと（指定都市教育委員会が設置管理する学校全体の状況）
  - （オ）地域の規模等に応じたまとまりごと（「大都市」（指定都市及び東京２３区）、「中核市」、「その他の市」及び「町村」並びに「へき地」の五つの区分における市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況）
- イ 教科に関する調査の解答状況及び質問紙調査の回答状況（一般に公開された場合に、個人、学校、設置管理者等が特定されることのないよう、データの匿名化処理（必要に応じて疑似データ化等の処理を含む。）を行ったもの）
- ウ その他、調査の目的の達成に資する分析

### （３）調査結果等の提供

各教育委員会、学校及び児童生徒に対する調査結果等の提供は、調査報告書のほか、以下のとおりとする。

ア 文部科学省は、調査の目的の達成に資するため、各教育委員会及び学校に対して、以下の調査結果を提供する。

#### （ア）都道府県教育委員会

- ① 当該都道府県教育委員会が設置管理する各学校の状況
- ② 当該都道府県教育委員会における市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況
- ③ 当該都道府県教育委員会（指定都市を除く。）における市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況
- ④ 域内の各市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況
- ⑤ 域内の市町村教育委員会が設置管理する各学校全体の状況

#### （イ）市町村教育委員会

- ① 当該市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況
- ② 当該市町村教育委員会が設置管理する各学校の状況

#### （ウ）学校

- ① 当該学校全体の状況
- ② 各学級の状況
- ③ 各児童生徒の状況
- ④ 各児童生徒に関する個人票

（エ）その他、調査の目的の達成に資する調査結果

イ 各学校は、各児童生徒に対し、個人票を提供する。

#### (4) 調査結果の活用

ア 各教育委員会、学校等及び文部科学省においては、調査の目的を達成するため、以下のような調査結果を活用した取組に努めることとする。

(ア) 各教育委員会及び学校等においては、多面的な分析を行い、自らの教育及び教育施策の成果と課題を把握・検証し、保護者や地域住民の理解と協力のもとに適切に連携を図りながら、教育及び教育施策の改善に取り組むこと。

(イ) 各学校においては、調査結果を踏まえ、各児童生徒の全般的な学習状況の改善等に努めるとともに、自らの教育指導等の改善に向けて取り組むこと。

(ウ) 各教育委員会においては、調査結果を踏まえ、それぞれの役割と責任に応じて、学校における取組等に対して必要な支援等を行うなど、域内の教育及び教育施策の改善に向けた取組を進めること。

(エ) 文部科学省は、児童生徒の学力や学習状況をきめ細かく把握・分析することにより、教育及び教育施策の成果と課題を検証し、その改善に取り組むこととする。また、各教育委員会及び学校等における取組に対して必要な支援等を行うなど、教育及び教育施策の改善に向けた全国的な取組を進めることとする。

イ 各教育委員会、学校等及び文部科学省においては、調査結果についてより一層多面的な分析や研究が行われるよう、調査結果を活用した以下のような取組を進めることができる。

(ア) 文部科学省は、本実施要領及び別に定めるガイドラインに基づき、集計結果データを大学等の研究機関の研究者又は国の行政機関等の職員に貸与し、学術研究の振興、高等教育の振興又は施策の推進のために活用することとする。この場合、集計結果データは、以下のとおりとする。

##### ① 本体調査データ

・児童生徒の解答用紙番号ごとに、各教科の解答状況及び児童生徒質問紙調査の回答状況等を一覧にしたもの。

・学校コードごとに、各教科の平均正答数等、児童生徒質問紙調査の回答割合及び学校質問紙調査の回答状況等を一覧にしたもの。

##### ② 経年変化分析調査データ

・児童生徒の解答用紙番号ごとに、経年変化分析調査の各教科の解答状況等を一覧にしたもの。

##### ③ 保護者に対する調査データ

・児童生徒の解答用紙番号ごとに、保護者に対する調査の回答状況等を一覧にしたもの。

(イ) 各学校においては、各学校の設置管理者の判断の上、以下のいずれかの方法により、小学校調査の結果等について学校間での情報共有を図り、成果と課題を継続的に把握・検証し、教育の改善・充実に取り組むことができる。

① 児童の保護者の同意を得るなど、法令に基づき必要な措置を講じた上で、児童が進学する学校に小学校調査の結果を送付すること

② その他各学校の設置管理者の判断による適切な方法

(ウ) 文部科学省は、(イ) ①又は②の方法により、平成29年度に既に学校間での情報共有を図った学校が、同一児童生徒に関する平成29年度小学校調査と令和2年度中学

校調査の結果を併せて分析するためのツールを、各教育委員会及び各学校に対し提供することとする。

#### (5) 調査結果の取扱いに関する配慮事項

調査結果については、調査の目的を達成するため、自らの教育及び教育施策の改善、各児童生徒の全般的な学習状況の改善等につなげることが重要であることに留意し、適切に取り扱うものとする。

調査結果の公表に関しては、教育委員会や学校が、保護者や地域住民に対して説明責任を果たすことが重要である。一方、調査により測定できるのは学力の特定の一部であること、学校における教育活動の一側面であることなどを踏まえるとともに、序列化や過度な競争が生じないようにするなど教育上の効果や影響等に十分配慮することが重要である。

このことを踏まえ、具体的な公表の手續等は、以下のとおりとする。

##### ア 教育委員会及び学校による調査結果の公表

(ア) 都道府県教育委員会においては、調査の実施主体が国であることや、市町村が基本的な参加主体であることなどに鑑みて、以下のとおり取り扱うこと。

- ① 自らが設置管理する学校の状況については、それぞれの判断において、(エ)に基づき公表することは可能であること。
- ② 域内の市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況及び各学校の状況については、市町村教育委員会の同意を得た場合は、(エ)に基づき、当該市町村名又は当該市町村教育委員会が設置管理する学校名を明らかにした公表(市町村名又は学校名を特定することが可能な方法による公表を含む。以下同じ。)を行うことは可能であること。

なお、個々の市町村名又は学校名が明らかとならない方法(例えば、教育事務所単位の状況の公表等)で、(エ)に基づき公表することは、都道府県教育委員会の判断において可能であること。

- ③ ①又は②に基づき個々の市町村名・学校名を明らかにした公表を行うことについては、その教育上の影響等を踏まえ、必要性について慎重に判断すること。
  - ④ 自らが設置管理する学校に自校の結果を公表するよう指示する場合も、自らが個々の学校名を明らかにした公表を行う場合に準じて取り扱うこと。
- (イ) 市町村教育委員会においては、以下のとおり取り扱うこと。

- ① 当該市町村教育委員会が設置管理する学校全体の結果について、それぞれの判断において、(エ)に基づき公表することは可能であること。
- ② 自らが設置管理する学校の状況について、それぞれの判断において、(エ)に基づき公表することは可能であること。この場合、個々の学校名を明らかにした公表を行うことについては、その教育上の影響等を踏まえ、必要性について慎重に判断すること。
- ③ 自らが設置管理する学校に自校の結果を公表するよう指示する場合も、自らが個々の学校名を明らかにした公表を行う場合に準じて取り扱うこと。

(ウ) 学校においては、自校の結果について、それぞれの判断において、(エ)に基づき公

表することは可能であること。

(エ) 調査結果の公表に当たっては、以下の①から⑥までにより行うこと。

- ① 公表する内容や方法等については、教育上の効果や影響等を考慮して適切なものとなるよう判断すること。
- ② 調査結果の公表を行う教育委員会又は学校においては、単に平均正答数や平均正答率などの数値のみの公表は行わず、調査結果について分析を行い、その分析結果を併せて公表すること。さらに、調査結果の分析を踏まえた今後の改善方策も速やかに示すこと。
- ③ (ア) ①又は(イ) ②に基づき教育委員会が個々の学校名を明らかにした公表を行う場合、又は(ア) ②において市町村教育委員会が学校名を明らかにした公表に同意する場合は、当該学校と公表する内容や方法等について事前に十分相談するとともに、公表を行う教育委員会は、当該調査結果を踏まえて自らが実施する改善方策を調査結果の公表の際に併せて示すこと。

また、教育委員会において自らが設置管理する学校に自校の結果を公表するよう指示する場合は、教育委員会は自らが実施する改善方策を速やかに示すとともに、公表する内容等について学校に指示する場合は、教育委員会は当該学校とそれらについて事前に十分相談すること。

なお、平均正答数や平均正答率等の数値について、一覧での公表やそれらの数値により順位を付した公表等は行わないこと。

- ④ 調査の目的や、調査結果は学力の特定の一部であること、学校における教育活動の一側面であることなどを明示すること。
- ⑤ 児童生徒個人の結果が特定されるおそれがある場合は公表しないなど、児童生徒の個人情報の保護を図ること。
- ⑥ 学校や地域の実情に応じて、個別の学校や地域の結果を公表しないなど、必要な配慮を行うこと。

(オ) 教育委員会が独自に実施する学力調査の公表の取扱いについては、もとよりそれぞれの教育委員会の判断に委ねられること。

イ 文部科学省が公表する内容以外の調査結果の取扱い

(ア) 文部科学省は、調査結果のうち、自らが公表する内容を除くものについて、これが一般に公開されることになると、序列化や過度な競争が生じるおそれや学校の設置管理者等の実施への協力及び国民的な理解が得られなくなるなど正確な情報が得られない可能性が高くなり、全国的な状況を把握できなくなるなど調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられるため、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第5条第6号の規定を根拠として、同法における不開示情報として取り扱うこととする。

(イ) 教育委員会等は、文部科学省から提供を受けた調査結果のうち公表する内容を除くものについて、(ア)を参考に、それぞれの地方公共団体が定める情報公開条例に基づく同様の規定を根拠として、情報の開示により調査の適正な遂行に支障を及ぼすことのないよう、本実施要領の趣旨、特にア(エ)を十分踏まえ、適切に対応する必要がある。

## 6. 調査実施に当たっての相談体制

- (1) 学校の設置管理者である市町村教育委員会等においては、所管の学校からの相談に対応するなど適切な指導・助言を行う。
- (2) 文部科学省は、調査実施に当たっての市町村教育委員会及び学校等からの問合せや調査問題の配送・回収状況の把握・確認等に対応するため、民間機関に委託して、コールセンターを設置する。

## 7. 留意事項

- (1) 各教育委員会及び学校等における調査の実施及び調査結果の活用等
  - ア 調査の目的に鑑み、各教育委員会及び学校等においては、調査結果を直接又は間接に入学選抜に関して用いることはできないこととする。
  - イ 各教育委員会及び学校等においては、調査を実施するとともに、調査結果等を活用するに当たり、以下の体制を整備することとする。
    - (ア) 各教育委員会等においては、調査責任者及び担当者等を指名するとともに、所管の学校からの相談に対応するなど、適切に実施体制を整備すること。
    - (イ) 各学校においては、調査責任者及び担当者等を指名し、適切に実施体制を整備すること。
    - (ウ) 教育委員会及び学校等においては、調査の実施に当たって、調査の目的や内容、調査結果の取扱い等を児童生徒及び保護者等の関係者に周知すること。
    - (エ) 各教育委員会及び学校等において、調査問題等の調査に関して知り得た秘密については、その保持を徹底すること。
    - (オ) 各教育委員会及び学校等においては、提供された調査結果等について、本実施要領に基づいて適切に利用するとともに、管理を徹底するために、必要な措置を講ずること。
    - (カ) 各教育委員会及び学校等は、調査の目的の達成に資するよう、調査結果等の活用を図るため、調査結果等の提供を受けることを希望する関係機関等において、本実施要領の趣旨が遵守されることが確認できた場合に限り、当該機関等に対して調査結果等を提供することは可能であること。
    - (キ) 各教育委員会及び学校等においては、調査結果の分析やこれを活用して教育及び教育施策の改善等に向けた取組等を進めるための体制を整備すること。
- (2) 個人情報の保護
  - ア 文部科学省及び文部科学省が委託した民間機関は、調査に使用する解答用紙等について、児童生徒及び保護者の氏名を取得しない形式を用いることとする。
  - イ 文部科学省及び文部科学省が委託した民間機関は、個々の児童生徒を識別することを目的として、各設置管理者及び各学校等に対して、氏名を取得しない形式での実施方法（匿名加工）に関する情報その他の情報を取得し、調査結果等と照合しないこととする。
  - ウ 各教育委員会及び学校等においては、調査に関して知り得た個人情報について、それぞれが遵守すべき個人情報保護関係法令及び地方公共団体の定める条例に基づき、適切に取り扱うこと。

### (3) 調査日程の変更等

調査の実施日に、特定の学校において調査を実施できないやむを得ない事情が生じた場合は、教育委員会及び学校等の判断により、当該学校における調査実施日を後日に変更すること、または実施しないこととすることができる。なお、調査実施日を後日に変更する場合、全体の集計からは除外することとするが、文部科学省は、調査日の翌17日金曜日以降5月1日金曜日までに実施された調査については、採点及び調査結果の提供を行うこととする。

### (4) 教育課程上の位置付け

調査の教育課程上の位置付けについては、教育委員会及び学校の判断により、以下のとおり取り扱うことを可能とする。

ア 教科に関する調査については、以下のとおり、当該教科の授業時数の一部として取り扱うことを可能とする。

#### (ア) 小学校調査

国語及び算数：それぞれ1単位時間相当

#### (イ) 中学校調査

国語及び数学：それぞれ1単位時間相当

イ 児童生徒質問紙調査については、特別活動（学級活動）の一部として取り扱うことを可能とする。

### (5) 障害のある児童生徒に対する配慮

障害のある児童生徒については、各学校の判断により、当該児童生徒の障害の種類や程度に応じて、調査時間の延長、点字・拡大文字・ルビ振り問題用紙の使用、代筆解答用紙の使用、別室の設定などの配慮を可能とする。

### (6) 日本語指導が必要な児童生徒に対する配慮

日本語指導が必要な児童生徒については、原則として、他の児童生徒と同様の授業を受けている児童生徒について、調査の対象とする。ただし、例えば、国語又は算数・数学の時間に取り出し指導を受けているなどの事情がある場合は、当該教科を調査の対象としないことを可能とする。なお、調査を行うに当たっては、各学校の判断により、調査時間の延長、ルビ振り問題用紙の使用などの配慮を可能とする。

### (7) 調査問題等の公表

文部科学省は、調査の実施後、速やかに、調査問題、正答例、出題の趣旨及び解答類型を公表する。

### (8) 調査マニュアルの作成・配付

調査の具体的な実施方法等については、令和2年2月頃に作成・配付する予定の調査マニュアルで示す。



## V. 経年変化分析調査

### 1. 調査の目的

全国的な学力の状況について、経年の変化を把握・分析し、今後の教育施策の検証・改善に役立てる。

### 2. 調査の対象

(1) 文部科学省が調査対象として抽出した、国・公・私立学校（本体調査を実施する学校）の以下の学年の原則として全児童生徒を対象とする。

#### ア 小学校調査

小学校第6学年、義務教育学校前期課程第6学年、特別支援学校小学部第6学年

#### イ 中学校調査

中学校第3学年、義務教育学校後期課程第3学年、中等教育学校第3学年、特別支援学校中学部第3学年

(2) 調査の対象としないことを原則とする児童生徒は、IV. 本体調査 1. (2)と同様とする。中学校調査の英語においては、右耳・左耳それぞれの平均聴力レベルが60デシベル以上の生徒は、「聞くこと」及び「話すこと」に関する問題の対象としないこととすることができる。

### 3. 調査事項

全国的な学力の状況について、経年の変化を把握・分析するため、平成25年度及び平成28年度に実施した経年変化分析調査と同様の問題等を用いて、以下の教科に関する調査を実施する。

(1) 小学校調査は、国語及び算数とし、中学校調査は、国語、数学及び英語とする。英語については、教科に関する生徒質問紙調査及び学校質問紙調査を実施する。

(2) 出題範囲は、IV. 本体調査 2. (1) ア (イ)と同様とする。

(3) 出題形式は、IV. 本体調査 2. (1) ア (ウ)と同様とする。英語においては、「聞くこと」、「読むこと」、「話すこと」、「書くこと」に関する問題を出題し、記述式の問題を一定割合で導入するとともに、「話すこと」に関する問題の解答は、原則として口述式によるものとする。

### 4. 調査実施日等

(1) 調査実施日（調査の時間割モデルは別紙6）

調査の実施日は、令和2年5月11日月曜日から6月30日火曜日までの期間中、調査の

対象となった学校（以下「対象学校」という。）が実施可能な日とする。

#### ア 小学校調査

対象学校は、国語又は算数のいずれか1教科を45分で実施する。

#### イ 中学校調査

対象学校は、国語、数学又は英語のいずれか1教科を50分で実施する。

英語においては、「聞くこと」、「読むこと」、「書くこと」に関する問題は45分とし、「話すこと」に関する問題は5分程度とする。対象学校の生徒全員が「聞くこと」、「読むこと」、「書くこと」、「話すこと」に関する全ての問題を6時限以内で終了するとともに、「話すこと」に関する問題については、生徒間で調査に伴う音声がかえにくい距離を保つこととし、1学級を数回に分けて1時限の中で実施することを基本とする。英語に関する生徒質問紙調査及び学校質問紙調査は、各対象学校の状況に応じて適切に実施する。

### (2) 調査実施に関するスケジュール

別紙7のとおりとする。

## 5. 調査の実施体制

調査の実施体制は、IV. 本体調査 4. と同様とする（調査の実施系統図は別紙8・別紙9）。

なお、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第17号の規定により、調査の実施は教育委員会の職務権限である。そのため、当該対象学校を設置管理する教育委員会（以下「対象教育委員会」という。）は、調査の実施について、主体性と責任を持って当たることとする。

## 6. 調査結果の取扱い

文部科学省は、以下のとおり、調査結果を示し、公表する。なお、経年変化分析調査は全国的な学力の状況について経年の変化を把握・分析するものであることから、対象教育委員会及び対象学校に対する調査結果の提供は行わない。

### (1) 調査結果の公表

文部科学省は、小学校調査及び中学校調査のそれぞれの結果として、全国的な状況に関し、具体的問題内容が明らかにならない範囲で、児童生徒の学力に関する経年変化の分析結果等を公表する。文部科学省が公表する調査結果については、公表後速やかに、文部科学省ホームページに掲載する。

### (2) 調査結果の活用

文部科学省においては、調査結果についてより一層多面的な分析や研究が行われるよう、

本実施要領及び別に定めるガイドラインに基づき、集計結果データについて、大学等の研究機関の研究者又は国の行政機関等の職員に貸与し、学術研究の振興、高等教育の振興又は施策の推進のために活用することとする。

(3) 文部科学省が公表する内容以外の調査結果の取扱い

文部科学省が公表する内容以外の調査結果の取扱いは、IV. 本体調査 5. (5) イ (ア) と同様とする。

7. 調査実施に当たっての相談体制

IV. 本体調査 6. と同様とする。

8. 留意事項

(1) 対象教育委員会及び対象学校における調査の実施に関する体制等

調査を実施するに当たり、以下の体制を整備することとする。

ア 対象教育委員会においては、調査責任者及び担当者を指名するとともに、所管の対象学校からの相談に対応するなど、適切に実施体制を整備すること。

イ 対象学校においては、調査責任者及び担当者を指名し、適切に実施体制を整備すること。

ウ 対象学校においては、調査の実施に当たって、調査の目的や内容等を児童生徒、保護者等の関係者に周知すること。

エ 対象教育委員会及び対象学校において、調査問題等の調査に関して知り得た秘密については、その保持を徹底すること。

(2) 個人情報の保護

IV. 本体調査 7. (2) と同様とする。

(3) 教育課程上の位置付け

調査の教育課程上の位置付けについては、対象教育委員会及び対象学校の判断により、以下のとおり、当該教科の授業時数の一部として取り扱うことを可能とする。

ア 小学校調査 国語又は算数：1 単位時間相当

イ 中学校調査 国語又は数学：1 単位時間相当

外国語：1. 3 単位時間相当

(4) 障害のある児童生徒に対する配慮

障害のある児童生徒については、対象学校の判断により、当該児童生徒の障害の種類や程度に応じて、調査時間の延長、拡大文字・ルビ振り問題用紙の使用、代筆解答用紙の使用、別室の設定、イヤホンの使用などの配慮を可能とする。

(5) 日本語指導が必要な児童生徒に対する配慮

IV. 本体調査 7. (6) と同様とする。

(6) 調査問題等の公表

文部科学省が公表する調査結果に掲載するものを除き、調査問題等は非公開とする。

(7) 調査マニュアルの作成・配付

調査の具体的な実施方法等については、令和2年4月末頃に作成・配付する予定の調査マニュアルで示す。

## VI. 保護者に対する調査

### 1. 調査の目的

家庭状況と学力等の関係について、経年の変化を把握・分析し、今後の教育施策の検証・改善に役立てる。

### 2. 調査の対象

本体調査及び経年変化分析調査を実施した児童生徒の保護者を対象とする。

### 3. 調査事項

児童生徒の家庭における状況、保護者の教育に関する考え方等に関する質問紙調査を実施する。

### 4. 調査実施日等

調査実施は、令和2年5月11日月曜日から6月30日火曜日までの期間とする。

### 5. 調査の実施体制

調査の実施体制は、V. 経年変化分析調査5. と同様とする。

### 6. 調査結果の取扱い

#### (1) 調査結果の公表

文部科学省は、全国的な状況に関し、調査の回答状況の分析結果等を公表する。文部科学省が公表する調査結果については、公表後速やかに、文部科学省ホームページに掲載する。

#### (2) 調査結果の活用

調査結果の貸与については、V. 経年変化分析調査6. (2) と同様とする。

(3) 文部科学省が公表する内容以外の調査結果の取扱い

文部科学省が公表する内容以外の調査結果の取扱いは、IV. 本体調査 5. (5) イ (ア)と同様とする。

7. 調査実施に当たっての相談体制

(1) 学校の設置管理者においては、所管の学校からの相談に対応するなど適切な指導・助言を行う。

(2) 文部科学省は、調査実施に当たっての市町村教育委員会、学校及び保護者等からの問合せや調査資材の配送・回収状況の把握・確認等に対応するため、民間機関に委託して、コールセンターを設置する。

8. 留意事項

(1) 対象教育委員会及び対象学校における調査の実施に関する体制等

調査を実施するに当たり、以下の体制を整備することとする。

ア 対象教育委員会においては、調査責任者及び担当者を指名するとともに、所管の対象学校からの相談に対応するなど、適切に実施体制を整備すること。

イ 対象学校においては、調査責任者及び担当者を指名し、適切に実施体制を整備すること。

ウ 対象学校においては、調査の実施に当たって、調査の目的や内容等を児童生徒、保護者等の関係者に周知すること。

エ 対象教育委員会及び対象学校において、保護者の状況等の調査に関して知り得た秘密については、その保持を徹底すること。

(2) 個人情報の保護

IV. 本体調査 7. (2)と同様とする。

(3) 障害のある保護者に対する配慮

障害のある保護者については、当該保護者の障害の種類や程度に応じて、点字・拡大文字・ルビ振り調査用紙の使用などの配慮を可能とする。

(4) 外国語による調査が必要な保護者に対する配慮

外国語による調査が必要な保護者については、当該保護者の必要とする言語に応じて、ポルトガル語、中国語、フィリピン語、スペイン語、ベトナム語、英語、韓国語による調査用紙の使用などの配慮を可能とする。

(5) 調査マニュアルの作成・配付

V. 経年変化分析調査8. (7)と同様とする。

## 本体調査の実施に関する時間割モデル

### 1. 調査実施日

令和2年4月16日(木)

(後日実施は、4月17日(金)～5月1日(金)まで可能。)

### 2. 時間割モデル

#### ◆小学校

1時限目	2時限目	
国語 (45分)	算数 (45分)	児童質問紙 (20～40分程度)

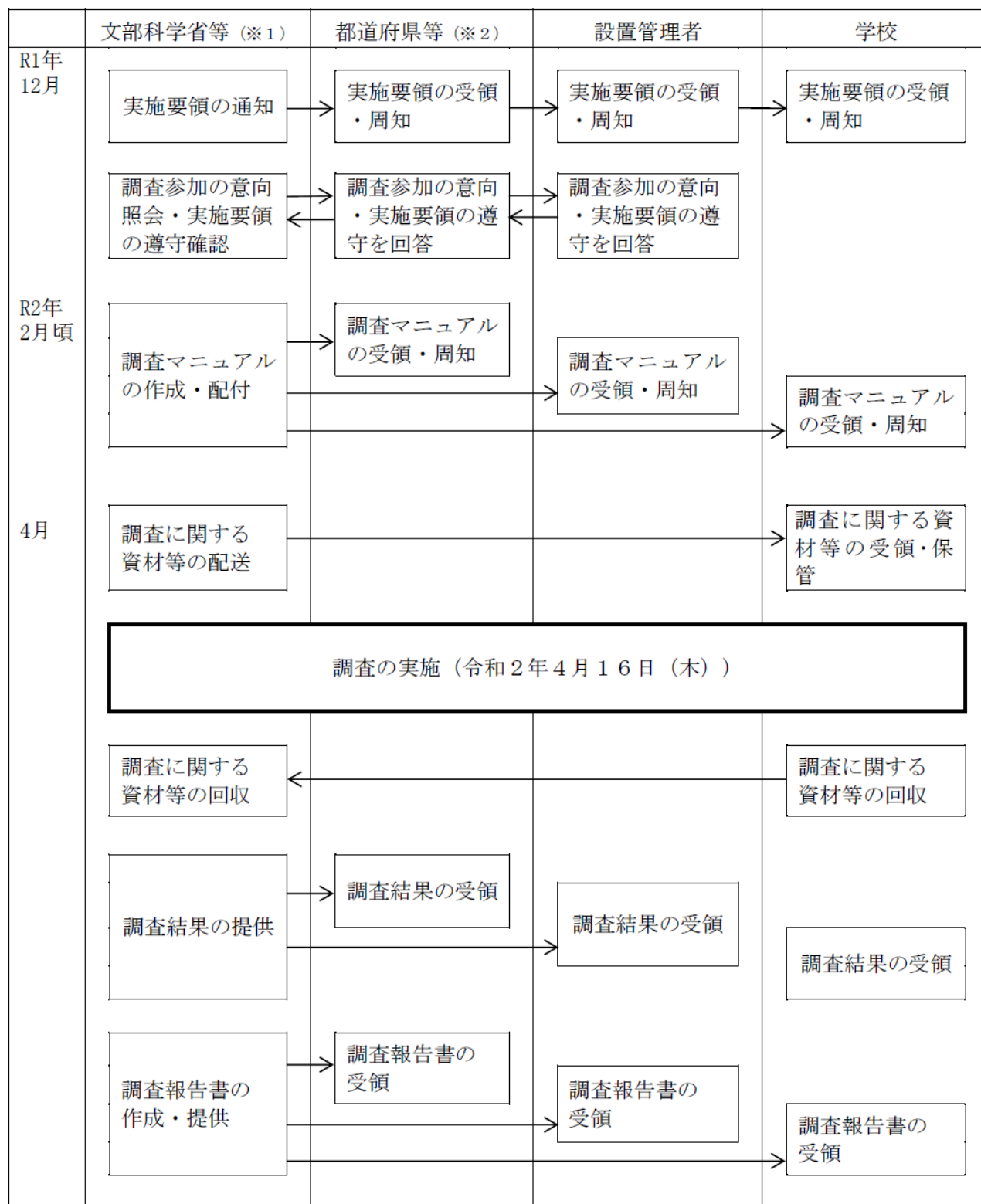
※児童質問紙調査は、2時限目終了後に、各学校の状況に応じて、柔軟に実施可能。

#### ◆中学校

1時限目	2時限目	
国語 (50分)	数学 (50分)	生徒質問紙 (20～45分程度)

※生徒質問紙調査は、2時限目終了後に、各学校の状況に応じて、柔軟に実施可能。

本体調査の実施に関するスケジュール（予定）



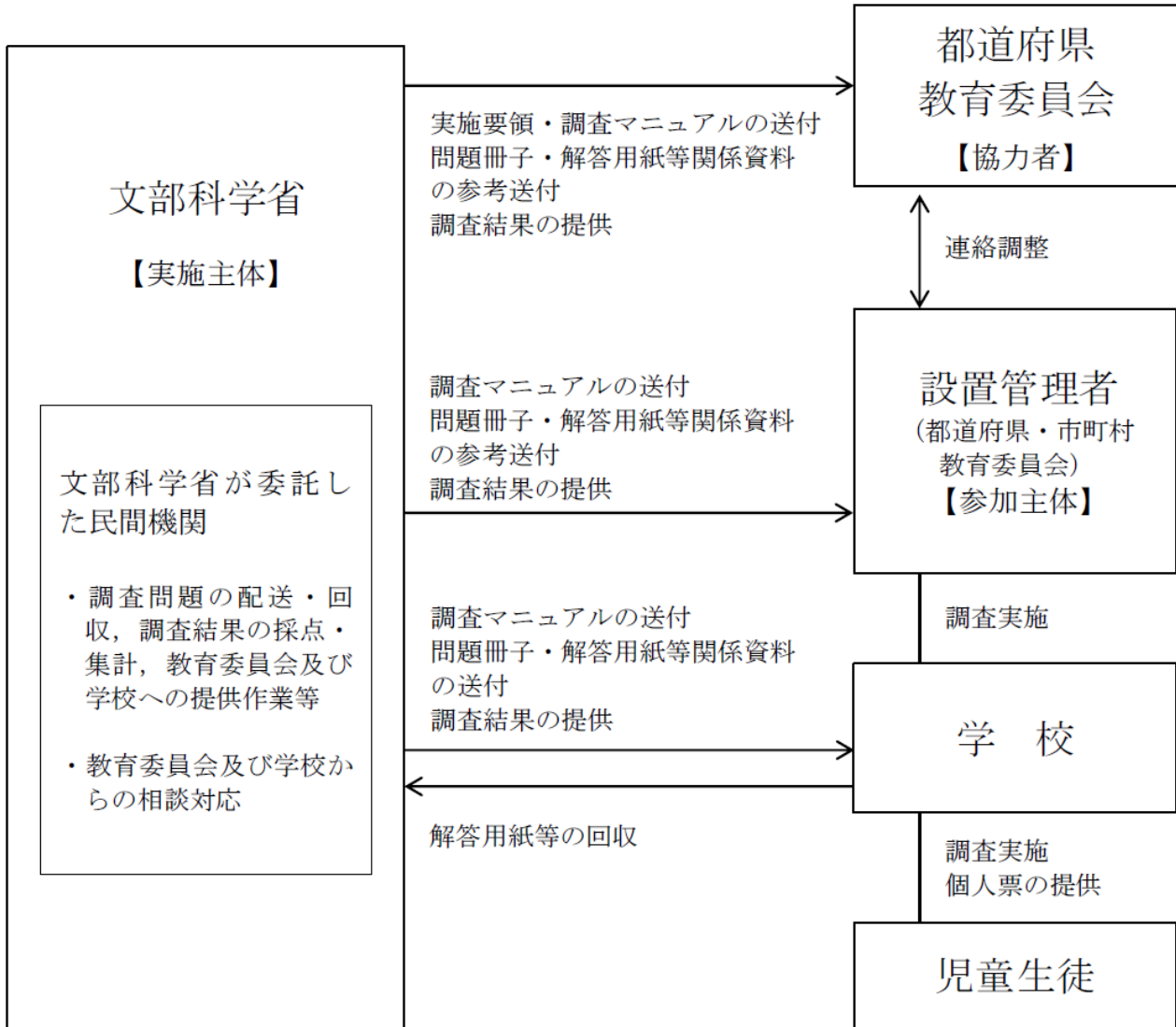
※1 文部科学省等には、国立教育政策研究所、文部科学省が委託した民間機関を含む。

※2 都道府県等とは、公立学校の場合は都道府県教育委員会、私立学校の場合は都道府県知事部局等をいう。設置管理者である指定都市教育委員会、国立大学法人及び公立大学法人に対する「実施要領の通知」及び「調査参加の意向照会」等は、文部科学省から直接行う。



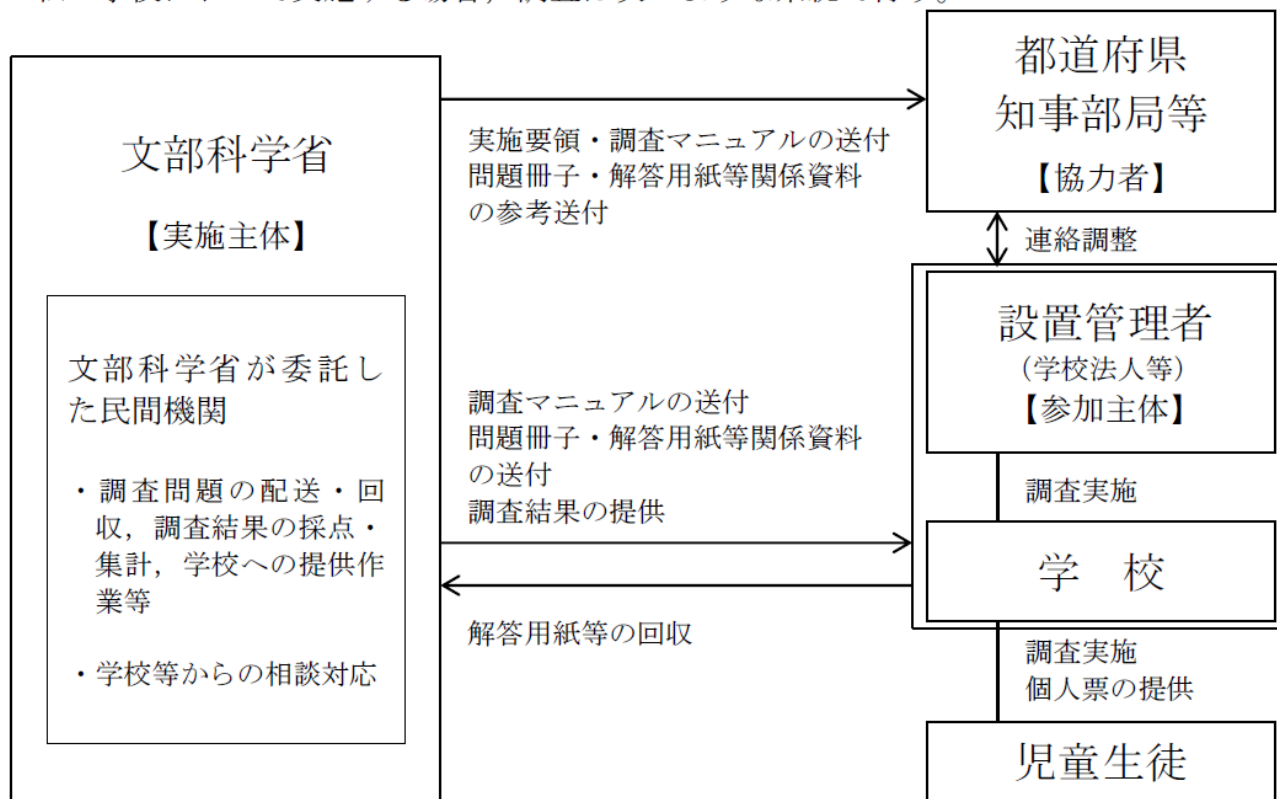
本体調査の実施系統図【都道府県教育委員会及び市町村教育委員会が設置管理する学校】

都道府県教育委員会及び市町村教育委員会が設置管理する学校において実施する場合、調査は次のような系統で行う。



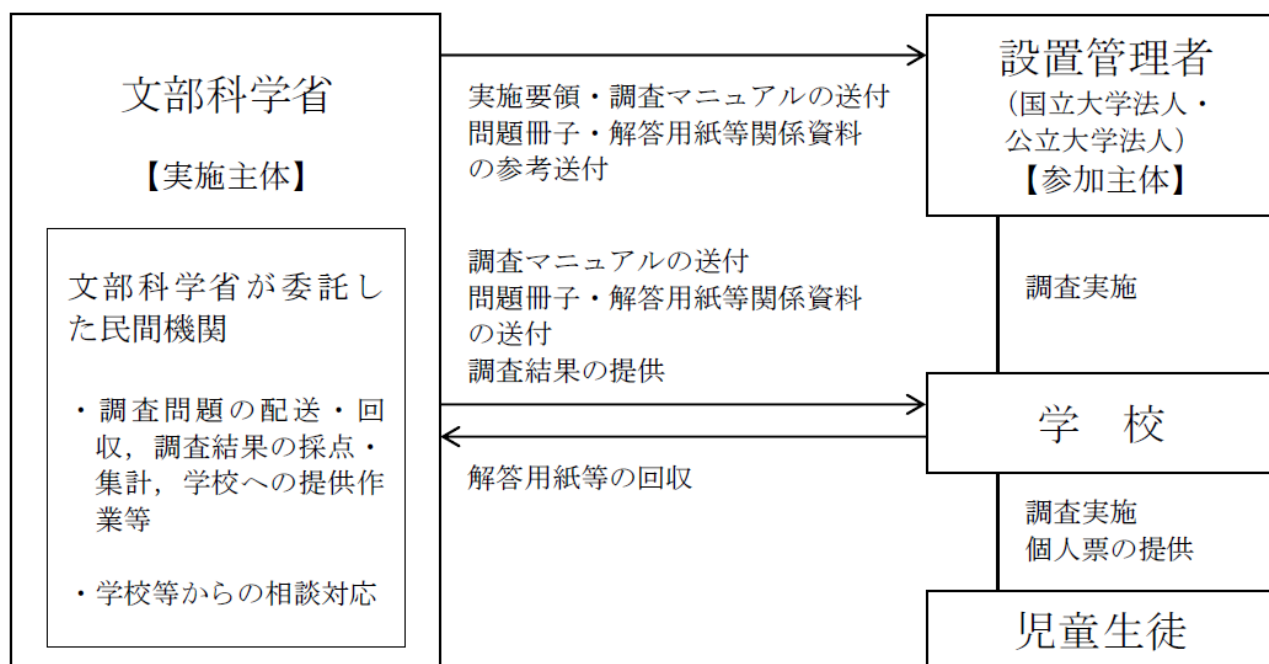
### 本体調査の実施系統図【私立学校】

私立学校において実施する場合、調査は次のような系統で行う。



### 本体調査の実施系統図【国立学校，公立大学附属学校】

国立学校及び公立大学附属学校において実施する場合、調査は次のような系統で行う。



## 文部科学省における本体調査結果の公表の体系

実施要領の記載		公表の区分					
		5.(2)ア(ア) 国全体 (国・公・私立学校全体の状況 又は国・公・私立学校別の状況)	5.(2)ア(イ) 都道府県ごと (都道府県教育委員会及び市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況)	5.(2)ア(ウ) 都道府県(指定都市を除く。)ごと (都道府県教育委員会及び市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況)	5.(2)ア(エ) 指定都市ごと (指定都市教育委員会が設置管理する学校全体の状況)	5.(2)ア(オ) 地域の規模等に応じた まとまりごと (市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況)※1	
調査結果の内容	5.(1)ア(ア) ・各教科の平均正答数, 平均正答率, 中央値, 標準偏差等	○	○	○	○	○	
	5.(1)ア(イ) ・右の欄のそれぞれを単位とした平均正答数等の分布等が分かるグラフ	①都道府県教育委員会	○	-	-	-	-
		②都道府県教育委員会(指定都市を除く。)	○	-	-	-	-
		③指定都市教育委員会	○	-	-	-	-
		④教育委員会	○	-	-	-	-
		⑤学校	○	-	-	-	-
		⑥児童生徒	○	○	○	○	○
5.(1)ア(ウ)及び(エ) ・各教科の設問ごとの正答率等 ・各教科の設問ごとの解答類型別児童生徒数の割合	○	○	○	○	-		
5.(1)イ(ア) ・児童生徒質問紙調査及び学校質問紙調査の回答状況	○	○	○	○	○		
5.(1)イ(イ)及び(ウ) ・児童生徒質問紙調査の回答状況と教科に関する調査の正答率等との相関関係の分析 ・学校質問紙調査の回答状況と教科に関する調査の平均正答率等との相関関係の分析	○	△ ※2	△ ※2	△ ※2	-		

※1 地域の規模等に応じたまとまり(「大都市」(指定都市及び東京23区), 「中核市」, 「その他の市」及び「町村」並びに「へき地」の五つの区分)における市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況

※2 都道府県ごと, 都道府県(指定都市を除く。)ごと, 指定都市ごとの児童生徒質問紙調査及び学校質問紙調査の回答状況と教科に関する調査の正答率等との相関関係の分析については, 必要に応じて文部科学省において公表することがある。

## 経年変化分析調査の実施に関する時間割モデル

### 1. 調査実施日

令和2年5月11日(月)～6月30日(火)の期間中、対象学校が実施可能な日

### 2. 時間割モデル

#### ◆対象小学校(国語, 算数)

実施可能な1時限 (45分)
国語又は算数 (45分)

#### ◆対象中学校(国語, 数学)

実施可能な1時限 (50分)
国語又は数学 (50分)

#### ◆対象中学校(英語)

- ・「聞くこと」、「読むこと」、「書くこと」に関する問題は45分とし、「話すこと」に関する問題は5分程度とする。
- ・対象学校の生徒全員が「聞くこと」、「読むこと」、「書くこと」、「話すこと」に関する全ての問題を6時限以内で終了する。
- ・「話すこと」に関する問題については、生徒間で調査に伴う音声が聞こえにくい距離を保つこととし、1学級を数回に分けて1時限の中で実施することを基本とする。
- ・英語に関する生徒質問紙調査は、各対象学校の状況に応じて適切に実施する。

(対象学年が3学級の例)

1時限目 (50分)	2時限目 (50分)	3時限目 (50分)	4時限目 (50分)
英語「聞くこと、読むこと、書くこと」 (45分)	英語「話すこと」 +生徒質問紙 (1組) (15分×3グループ)	英語「話すこと」 +生徒質問紙 (2組) (15分×3グループ)	英語「話すこと」 +生徒質問紙 (3組) (15分×3グループ)

<補足>

- ※英語「話すこと」+生徒質問紙調査にかかる時間は、準備や移動を含み15分程度。
- ※対象学校には事業者から調査で使用する機器一式(PC, ヘッドセット等)を貸与する。
- ※対象学校には事業者から「話すこと」調査サポーターを派遣する。

## 経年変化分析調査及び保護者に対する調査の実施に関するスケジュール (予定)

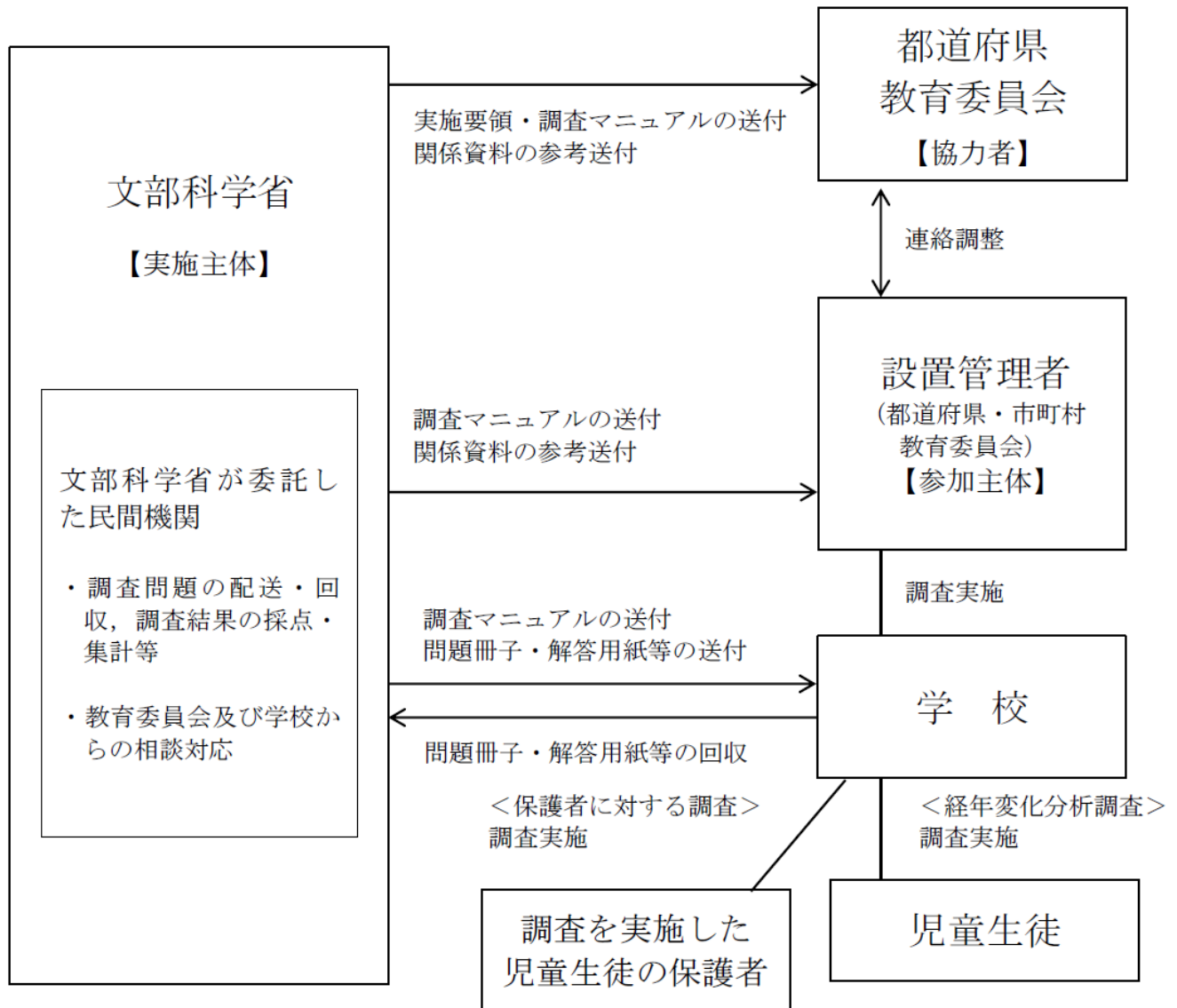
	文部科学省等 (※1)	都道府県等 (※2)	設置管理者	学校
R1年 12月	実施要領の通知	実施要領の受領 ・周知	実施要領の受領 ・周知	実施要領の受領 ・周知
	調査参加の意向 照会・実施要領 の遵守確認	参加の意向・実 施要領の遵守を 回答	参加の意向・実 施要領の遵守を 回答	
R2年 4月 末頃	調査マニュアル の作成・配付	調査マニュアル の受領・周知	調査マニュアル の受領・周知	調査マニュアル の受領・周知
	調査に関する 資材等の配送			調査に関する 資材等の受領 ・保管
<b>調査の実施</b> (経年変化分析調査) 令和2年5月11日(月)～6月30日(火)の期間で対象学校が実施可能な日 (保護者に対する調査) 上記期間に保護者に質問紙調査を配付・実施・回収				
	調査に関する 資材等の回収			調査に関する 資材等の回収
	調査報告書の 作成・提供			

※1 文部科学省等には、国立教育政策研究所、文部科学省が委託した民間機関を含む。

※2 都道府県等とは、公立学校の場合は都道府県教育委員会、私立学校の場合は都道府県知事部局等をいう。設置管理者である政令指定都市教育委員会及び国立大学法人に対する「実施要領の通知」及び「調査参加の意向照会」は、文部科学省から直接行う。

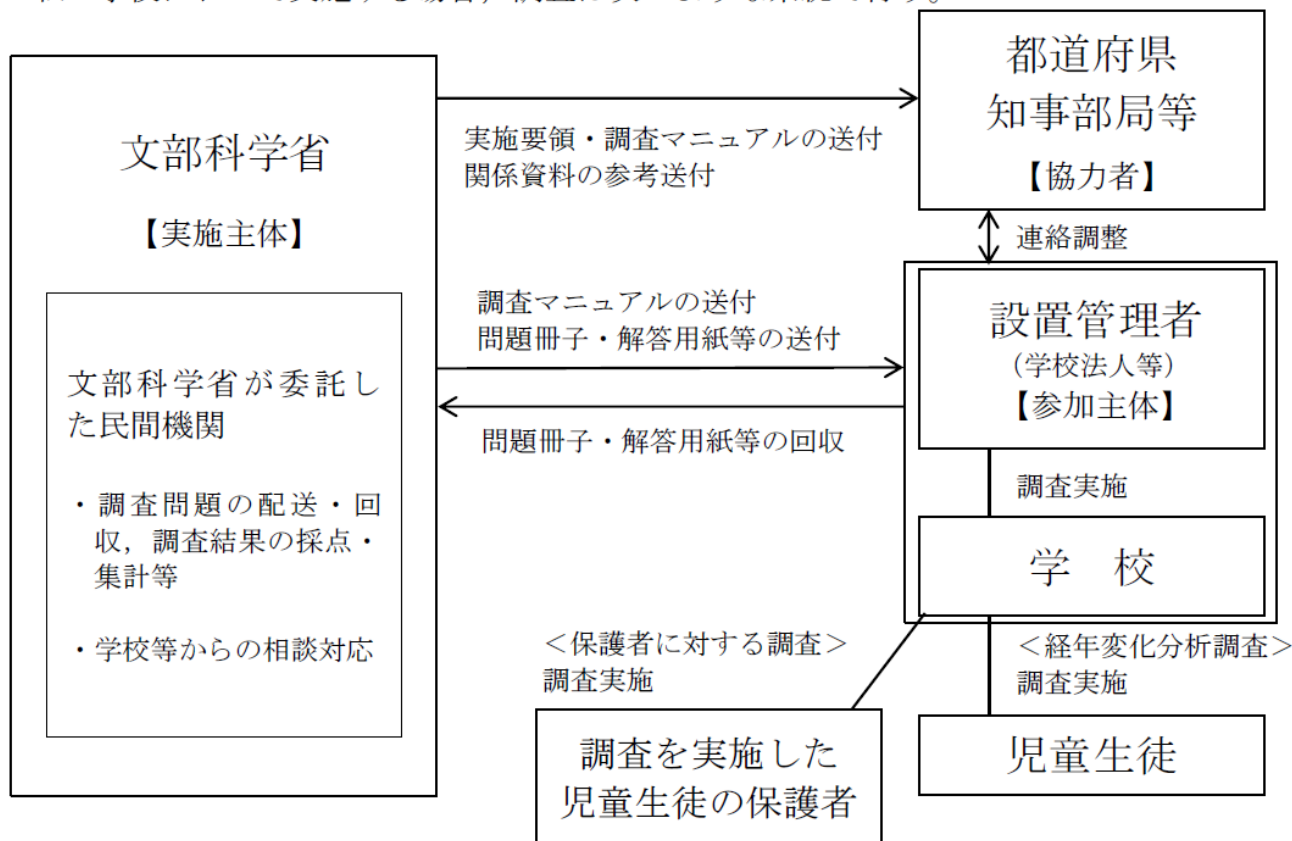
経年変化分析調査及び保護者に対する調査の実施系統図  
【都道府県教育委員会及び市町村教育委員会が設置管理する学校】

都道府県教育委員会及び市町村教育委員会が設置管理する学校において実施する場合、調査は次のような系統で行う。



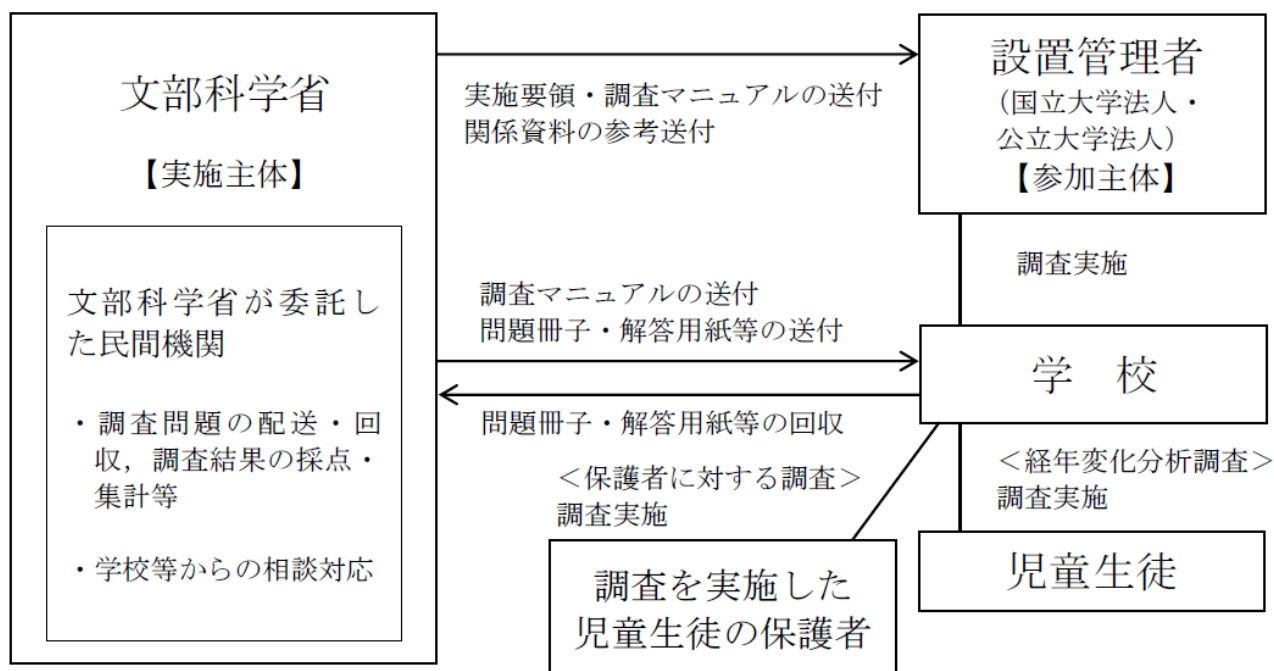
### 経年変化分析調査及び保護者に対する調査の実施系統図【私立学校】

私立学校において実施する場合、調査は次のような系統で行う。



### 経年変化分析調査及び保護者に対する調査の実施系統図【国立学校，公立大学附属学校】

国立学校及び公立大学附属学校において実施する場合、調査は次のような系統で行う。



教委議案第40号

大東市立野外活動センター条例施行規則の一部を改正する規則について

大東市立野外活動センター条例施行規則の一部を改正する規則を次のとおり制定する。

令和元年12月23日提出

大東市教育委員会教育長

亀岡 治 義

理 由

減免申請書及び減免許可書において、性別の記載が必要ないため。



大東市立野外活動センター条例施行規則の一部を改正する規則

令和元年12月25日

教委規則第7号

大東市立野外活動センター条例施行規則（平成29年教委規則第15号）の一部を次のように改正する。

様式第1号、様式第3号及び様式第5号中「あて先」を「宛先」に改める。

様式第7号中「あて先」を「宛先」に、

「

市内	男							
	女							
市外	男							
	女							

を

」

「

市内							
市外							

に改める。

」

様式第8号中

「

市内	男							
	女							
市外	男							
	女							

を

」

「

市内							
市外							

に改める。

」

様式第9号中「あて先」を「宛先」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の大東市立野外活動センター条例施行規則の規定により作成した用紙は、改正後の大東市立野外活動センター条例施行規則の規定に基づき作成したものとみなし、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

様式第1号 (第2条関係)

(新)

許可	第	号
年	月	日

大東市立野外活動センター使用許可申請書

(あて先) 大東市指定管理者

申請者	団体名			申請	年 月 日	
	住所					
	フリガナ 代表者氏名		電話			
			携帯			
団体区分		こども会 学校 BS-GS 家族 その他団体 ( )				

次のとおり大東市立野外活動センターを使用したいので申請します。

使用日時	年 月 日 ( ) 午前・午後 時から		泊日						
	年 月 日 ( ) 午前・午後 時まで		日帰り						
使用施設	野外 野外テーブル 開放場 グラウンド ファイヤー場 PA広場								
設備	2階集会室 1階会議室 (1・2全面) クラフトハウス								
宿泊	アーチハウス ( ) 棟 テントサイト ( ) 張								
	本館宿泊室 (1・2) 本館2階 和室								
使用内容									
予定人数	市内	男							
		女							
	市外	男							
		女							
	合計								
使用当日の責任者	住所			氏名		電話			
備考									

- \* 使用場所は、人数、プログラムにより調整します。
- \* 夏季期間の本館は、避難場所となるため宿泊できません。
- \* 2歳児以下は無料です。

利用料金
円

誓約事項等 (ご確認の上、□にチェックを入れてください)	領収印
<input type="checkbox"/> 施設の使用に当たり暴力団の利益となり、またはその利益となるおそれがある行為を行います。 <input type="checkbox"/> 使用許可後に暴力団の利益となり、またはそのおそれがあると判断されたときに使用許可を取り消されても、その賠償の責等を大東市に一切求めません。 <input type="checkbox"/> 記載された個人情報に関し、大東市暴力団排除条例第15条第2項の規定に基づき、大東市が他の官公署に照会を行うことについて同意します。	

様式第1号 (第2条関係)

(旧)

許可	第	号
年	月	日

大東市立野外活動センター使用許可申請書

(あて先) 大東市指定管理者

申請者	団体名			申請	年 月 日	
	住所					
	フリガナ 代表者氏名		電話			
			携帯			
団体区分		こども会 学校 BS-GS 家族 その他団体 ( )				

次のとおり大東市立野外活動センターを使用したいので申請します。

使用日時	年 月 日 ( ) 午前・午後 時から		泊日						
	年 月 日 ( ) 午前・午後 時まで		日帰り						
使用施設	野外 野外テーブル 開放場 グラウンド ファイヤー場 PA広場								
設備	2階集会室 1階会議室 (1・2全面) クラフトハウス								
宿泊	アーチハウス ( ) 棟 テントサイト ( ) 張								
	本館宿泊室 (1・2) 本館2階 和室								
使用内容									
予定人数	市内	男							
		女							
	市外	男							
		女							
	合計								
使用当日の責任者	住所			氏名		電話			
備考									

- \* 使用場所は、人数、プログラムにより調整します。
- \* 夏季期間の本館は、避難場所となるため宿泊できません。
- \* 2歳児以下は無料です。

利用料金
円

誓約事項等 (ご確認の上、□にチェックを入れてください)	領収印
<input type="checkbox"/> 施設の使用に当たり暴力団の利益となり、またはその利益となるおそれがある行為を行います。 <input type="checkbox"/> 使用許可後に暴力団の利益となり、またはそのおそれがあると判断されたときに使用許可を取り消されても、その賠償の責等を大東市に一切求めません。 <input type="checkbox"/> 記載された個人情報に関し、大東市暴力団排除条例第15条第2項の規定に基づき、大東市が他の官公署に照会を行うことについて同意します。	

許可第	号
年	月
	日

大東市立野外活動センター使用許可変更・取消申請書

(宛先) 大東市指定管理者

申請者	団体名	申請日	年月日
	住所 (TEL )		
	代表者氏名		

次のとおり大東市立野外活動センター使用許可の 変更 取消し をしたいので申請します。

許可番号	第 号( 年 月 日付)	
変更の理由 取消し		
変更の内容	変更前	変更後

領収印	利用料金領収書(物)	
	合計金額	
	納入済額	
	追加金額	

許可第	号
年	月
	日

大東市立野外活動センター使用許可変更・取消申請書

(宛先) 大東市指定管理者

申請者	団体名	申請日	年月日
	住所 (TEL )		
	代表者氏名		

次のとおり大東市立野外活動センター使用許可の 変更 取消し をしたいので申請します。

許可番号	第 号( 年 月 日付)	
変更の理由 取消し		
変更の内容	変更前	変更後

領収印	利用料金領収書(物)	
	合計金額	
	納入済額	
	追加金額	

許可第	号
年 月 日	

## 大東市立野外活動センター特別設備設置・変更申請書

(宛先) 大東市指定管理者

申請者	団体名	申請日	年 月 日
	住所	(TEL )	
	代表者氏名		

大東市立野外活動センターにおける特別設備を  
設置 変更 したいので、次のとおり申請  
します。

許可番号	第	号(	年	月	日付)
設置 の理由 変更					
特別設備の 概要・場所					
設備の変更 内容	変 更 前		変 更 後		

許可第	号
年 月 日	

## 大東市立野外活動センター特別設備設置・変更申請書

(宛先) 大東市指定管理者

申請者	団体名	申請日	年 月 日
	住所	(TEL )	
	代表者氏名		

大東市立野外活動センターにおける特別設備を  
設置 変更 したいので、次のとおり申請  
します。

許可番号	第	号(	年	月	日付)
設置 の理由 変更					
特別設備の 概要・場所					
設備の変更 内容	変 更 前		変 更 後		

(新)

様式第7号 (第8条関係)

許可	第	号
	年	月 日

## 大東市立野外活動センター利用料金減免申請書

(添付) 大東市指定管理者

申請者	団体名		申請	年月日
	住所		電話	
	代表者氏名		印	

次のとおり大東市立野外活動センターの利用料金の減免を申請します。

使用日時	年 月 日 ( ) 午前・午後 時から	泊 日						
	年 月 日 ( ) 午前・午後 時まで	日帰り						
使用施設	キャンプ場( )・本館( )							
使用目的・内容等								
予定人数		乳児 0～2歳	幼児 3～6歳	小学生	中学生	高校・ 大学生	大人	合計
	市内							
	市外							
	合計							
使用当日の 責任者	住所							
	氏名		電話					
申請理由								
備考								

(旧)

様式第7号 (第8条関係)

許可	第	号
	年	月 日

## 大東市立野外活動センター利用料金減免申請書

(あて先) 大東市指定管理者

申請者	団体名		申請	年月日
	住所		電話	
	代表者氏名		印	

次のとおり大東市立野外活動センターの利用料金の減免を申請します。

使用日時	年 月 日 ( ) 午前・午後 時から	泊 日						
	年 月 日 ( ) 午前・午後 時まで	日帰り						
使用施設	キャンプ場( )・本館( )							
使用目的・内容等								
予定人数		乳児 0～2歳	幼児 3～6歳	小学生	中学生	高校・ 大学生	大人	合計
	市内							
	市外							
	合計							
使用当日の 責任者	住所							
	氏名		電話					
申請理由								
備考								

(新)

様式第8号(第8条関係)

許可 第 号
年 月 日

大東市立野外活動センター利用料金減免許可書

申請者	団体名		申請	年 月 日
	住所		電話	
	代表者氏名			

大東市指定管理者

次のとおり大東市立野外活動センターの利用料金の減免を許可します。

使用日時	年 月 日( )午前・午後 時から	泊 日						
	年 月 日( )午前・午後 時まで	日帰り						
使用施設	キャンプ場( )・本館( )							
使用目的・内容等								
予定人数		乳児 0～2歳	幼児 3～6歳	小学生	中学生	高校・ 大学生	大人	合計
	市内							
	市外							
	合計							
	使用当日の責任者	住所						
	氏名		電話					
申請理由 (減免額)	( 額の額)							
備考								

(旧)

様式第8号(第8条関係)

許可 第 号
年 月 日

大東市立野外活動センター利用料金減免許可書

申請者	団体名		申請	年 月 日
	住所		電話	
	代表者氏名			

大東市指定管理者

次のとおり大東市立野外活動センターの利用料金の減免を許可します。

使用日時	年 月 日( )午前・午後 時から	泊 日						
	年 月 日( )午前・午後 時まで	日帰り						
使用施設	キャンプ場( )・本館( )							
使用目的・内容等								
予定人数		乳児 0～2歳	幼児 3～6歳	小学生	中学生	高校・ 大学生	大人	合計
	市内	男女						
		男女						
	市外	男女						
		男女						
合計								
使用当日の責任者	住所							
	氏名		電話					
申請理由 (減免額)	( 額の額)							
備考								

大東市立野外活動センター利用料金還付申請書兼口座振替依頼書

(宛先) 大東市指定管理者

申請者	団体名		申請	年 月 日
	住所		電話	
	代表者氏名		印	

下記のとおり、大東市立野外活動センターの利用料金の還付を承認くださるよう申請します。

申請理由				
許可日時	年 月 日( )午前・午後 時から	泊日		
	年 月 日( )午前・午後 時まで	日帰り		
対象人数	市内	乳児 人・小人 人・大人 人		
	市外	乳児 人・小人 人・大人 人		
還付申請額	円			
還付方法	青少年ルーム・野外活動センター・振込			
口座振替	振込先 銀行 支店	預金種目	普通・当座	
		口座番号		
		フリガナ		
		口座名義		
備考				

領収書貼付け欄

大東市立野外活動センター利用料金還付申請書兼口座振替依頼書

(宛先) 大東市指定管理者

申請者	団体名		申請	年 月 日
	住所		電話	
	代表者氏名		印	

下記のとおり、大東市立野外活動センターの利用料金の還付を承認くださるよう申請します。

申請理由				
許可日時	年 月 日( )午前・午後 時から	泊日		
	年 月 日( )午前・午後 時まで	日帰り		
対象人数	市内	乳児 人・小人 人・大人 人		
	市外	乳児 人・小人 人・大人 人		
還付申請額	円			
還付方法	青少年ルーム・野外活動センター・振込			
口座振替	振込先 銀行 支店	預金種目	普通・当座	
		口座番号		
		フリガナ		
		口座名義		
備考				

領収書貼付け欄



## 8. 一般業務報告

1. 大東市立放課後児童クラブ条例施行規則の一部を改正する規則について
2. 大東市体育施設に係る指定管理者の指定について

## 9. 会議録

亀岡教育長

それでは、12月の教育委員会定例会を開催いたします。

本日の定例会は本市の開かれた教育委員会の実現のため夜間の開会といたしました。これは、お仕事などの都合で傍聴できない方にも傍聴していただきやすくすることで、より多くのみなさまに教育委員会の活動を知っていただき、本市教育委員会の活性化を図る一環として夜間に開催させていただきました。今後も、より開かれた教育委員会を目指してまいりますので、よろしくお願いいたします。

澤田部長  
亀岡教育長

それでは、本日の出席状況について報告をよろしくお願いいたします。

本日の出席者は教育長及び教育委員4名、合計5名でございます。

それでは、議事に入らせていただきます。

日程第1 「会議録署名委員の指名について」でございますが、本日の署名委員は、水野委員によりしくお願いいたします。

次に、日程第2 教委議案第38号「大東市立北条幼稚園の目指すべき方向性について」の提案理由の説明をお願いします。

なお、この案件につきましては、説明員として福祉・子ども部子ども室より栗田課長にも出席いただいています。

藤原課長

日程第2 教委議案第38号「大東市立北条幼稚園の目指すべき方向性について」の提案理由をご説明いたします。

大東市立北条幼稚園については、本市公立幼稚園として、子育て世帯に質の高い幼児教育を提供するとともに、支援の必要な子どもたちのセーフティネットとしての役割を果たすなど、地域や関係機関等との密接な連携を通じて、幼児教育の重要性を発信するリーダー的な役割や地域の子育てセンター的な機能を担って参りました。

しかしながら、幼稚園の入園者数において、子ども子育て新制度がスタートして以降、平成28年度には、幼稚園利用率が50%台を大きく割りこみ、30%台となって以来、毎年度入園者数の減少化傾向が続いております。さらには、本年10月から幼稚園利用料の無償化が実施されたこともあり、来年度の新4歳児入園者見込数は、現在のところ17名にとどまっているのが現状です。

これら状況を踏まえ、かつ本市として、公立幼稚園の果たすべき役割を維持しつつ、保護者の就労状況等によらない柔軟な就学前教育・保育施設の確保を図り、就学前児童の包括的・総合的な教育環境の向上を図るうえにおいて、北条幼稚園と近接の北条保育所を将来的に統合し、幼保連携型認定こども園としてスタートさせる方向性について、令和元年11月28日開催の本市戦略会議において、政策決定が為されたところです。

したがって、今後において、教育委員会の所管に属する北条幼稚園について、幼保連携型認定こども園への移行を進めるにあたり、公立幼稚園に係る

廃止を伴うことから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第1項の規定に基づき、本方向性について、教育委員会の承認をあらかじめ得るものでございます。

なお、移行の時期については、令和4年4月当初を目指すものとし、移行後の認定こども園については、1号認定こどもの利用年齢を3歳児以上に拡大し、0歳児からの就学前年齢に係る全世代の園児受け入れを可能とすることとしております。

また、こども園移行の際には、大東市立認定こども園に係る設置条例と併せて、大東市立幼稚園条例の一部を改正する必要がありますことから、本件に係るご提案については、市内部にて、関係部局との具体化への研究検討を経た後に、改めて伺うものとする予定といたします。

以上、よろしくご審議のうえ、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

亀岡教育長

それでは、この案件に関しまして、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

水野委員

ご説明ありがとうございます。公立幼稚園の意義を再確認させていただけますか。

藤原課長

公立幼稚園のあり方につきましては、2回ほど総合教育会議で検討いただいております。その際に、幼児期における保育であったり、教育の多様なニーズが市民の方々から求められていることから、公立としての幼稚園の選択肢が必要であろうということで、これまで公立幼稚園を継続して運営してきたところでございます。併せまして、冒頭にご説明させていただきましたとおり、公立幼稚園は地域の子育て支援の拠点となっており、また地域での就学前教育のリーダー的な存在として、これまでの長い歴史の中で、たくさんの園児を受け入れてきた経過がございます。また、近年は特別な支援が必要な子どもたちを多く受け入れ、いわゆるセーフティネットとしての役回り、あるいは機能を果たしているということが1つ意義として挙げられるかと考えております。

水野委員

無償化がスタートし、公立幼稚園のあり方というのはセーフティネット、支援が必要な子どもたちに対して、多様な選択肢をとるところが大きかったのかなと考えられますが、今回この方向性が進んでいくと、その担保というのは取れているのでしょうか。

藤原課長

今回の政策決定において、認定こども園への移行が方向性として決まったわけですが、この認定こども園は幼保連携型ということで、0歳児から5歳児までの全世代の受け入れが可能でございます。その幼保連携型認定こども園の仕組みにつきましては、これまでの幼稚園教育については認定こども園のなかでしっかりと継続していくという趣旨でございますので、今後将来的に北条幼稚園が統合されて認定こども園になった場合であっても、幼稚園としての意義、あるいは役割・機能というものが継続されるということでございますので、決してそこで立ち止まって無くなるというものではないという認識でございます。

水野委員

ありがとうございます。どうしても施設統合となると、誤解が生まれることも大いにあろうかと思われまので、先程おっしゃられた説明を市民の方へしっかりとお願いしたいと思っております。

もう1点ですが、公立幼稚園のあり方で言いますと、もう一方に諸福幼稚園がございまして、今回の戦略会議の議題に諸福幼稚園のあり方は挙がっていないのでしょうか。

藤原課長

幼保の無償化を受けまして、諸福幼稚園につきましても、現在のところ来年度の入園者の見込数は大きく減少する予定で、19名となる見込みでございまして、喫緊の課題と認識しております。ただ、市のいわゆる西部地域につきましては、就学前人口を考えますと、北条幼稚園がございまして東部地域と比べますと状況は異なりまして、今後は一定の就学前児童の需要があるという見込みがございまして。また、全国的に認定こども園化が進んでいるわけですので、諸福幼稚園につきましても、今後のあり方というのは検証していかなければならない時期に差し掛かっているという認識はございまして。ただ、この度市として決定させていただいた事項というのは、北条幼稚園の認定こども園化として、北条保育所と統合するということございまして、現在の諸福幼稚園の状況を考えますと、北条幼稚園のように公立保育所との統合については、現状では適切な状況ではないということございまして。したがって、今後、北条幼稚園の具体的な移行に関して、関係部局と研究・検討する場を設けてまいりますので、その過程のなかで諸福幼稚園の今後のあり方についても鋭意考えていくべきであると考えております。以上、繰り返しとなりますが、今回の政策決定の中では、あくまでも北条幼稚園のあり方を検証し、方向づけをしたという状況でございまして。

水野委員

ありがとうございます。どうしても2園だったものが1園、教育委員会の所管が1園になって、果たして効率的なのかなと気になったので、是非、先程おっしゃられたように議論を進めていただければと思います。

田中委員

質問ですが、令和4年度以降になると、北条保育所の子どもたちは、逆に幼稚園の独自の教育カリキュラムも受けられるということでしょうか。保育所には保育所なりの教育カリキュラム、幼稚園には幼稚園なりの教育カリキュラムがありますが、このあたりがどのように統合されていくのでしょうか。

藤原課長

幼稚園と保育所の統合ということでございまして、この統合というのは施設面だけを指すものではなく、それに携わる職員の統合という意味合いもございまして。幼稚園には幼稚園のこれまで培った文化がございまして、保育所にも同様にございまして、それらをミックスさせていただいてどのような適切な教育、あるいは保育ができるのかということが、これからの大きな課題になってくると考えています。そういったなかで、委員がおっしゃられたように、それらの教育・保育が同じ目標に向かって行けるかどうかというのが大きなキーになってきますので、関係部局や現場サイドなどとも検討しながら考えていきたいと思っております。また、その内容等についても適宜ご報告させていただきたいと思っております。

齊藤委員

今後の方向性について、北条幼稚園に勤務する職員の方々はいずれも保育士免許を保有しているとのことですが、統合してもそのまま働くことができ、職を失う恐れがないという認識でよろしいですか。

藤原課長

当面の間、諸福幼稚園もございまして、また委員がおっしゃられたように、幼稚園に勤務する職員は全て保育士免許を保有しております。認定こども園で

勤務する場合は幼稚園免許と保育士免許の両方が必要となりますので、将来的に、北条幼稚園に勤務している職員は認定こども園への移行に合わせて移ることもございますし、また諸福幼稚園もございますのでそちらの方で職務に専念することも想定しております。いずれにしましても、現在いる11人の正規職員がそれぞれ役割を見出していただいて、認定こども園、あるいは幼稚園で大東の子どもたちのために活躍していただければと思います。

亀岡教育長

他にございませんか。

無いようですので、この案件につきまして、賛成の委員の挙手を求めます。

【挙手全員】

それでは、この案件に関しまして承認といたします。

亀岡教育長

次に、日程第3 教委議案第39号「令和2年度全国学力・学習状況調査への参加について」の提案理由の説明をお願いします。

奥村課長

日程第3 教委議案第39号「令和2年度全国学力・学習状況調査への参加について」、大阪府教育庁を通して、2枚目に添付しております、元文科教第575号「令和2年度全国学力・学習状況調査への参加及び協力について（照会）」が文部科学省よりあり、その回答を要するため、教育委員会の議決を求めるものでございます。

令和2年度調査については、実施要領に基づきまして、市教育委員会として調査に参加・協力するものでございます。

実施について、対象は小学校6年、中学校3年の全児童生徒、内容について、令和2年度は、小学校は国語、算数の2教科と質問紙調査、中学校は国語・数学の2教科及び質問紙調査となります。次年度は小中学校における理科、及び中学校での英語はございません。

実施日は令和2年4月16日（木）、日程については、すでに小中学校には予定として周知済みでございます。

3枚目、16日付元文科教第574号「令和2年度全国学力・学習状況調査の実施について（通知）」写しをご覧ください。

来年度の実施要領については、「平成25年度、28年度に続く第3回目の「経年変化分析調査」、平成25年度、29年度に続く第3回目の「保護者に対する調査」に関する規定を含んでいます。」と規定しているとおりでございまして、これにより実施要領につきましても、それぞれの項目が追加されています。また英語が実施されないことから、そのことに関する文言が削除されています。

次年度も小中学校とも国語、算数・数学で、一体的に問う調査となっております。これについては、実施要領2ページ上から5行目の（ウ）において、「調査問題では、上記①と②を一体的に問うこととする。出題形式については、記述式の問題を一定割合で導入する。」とあります。

調査時間については、同ページ3. 調査実施日等（1）ア・イそれぞれに記載のありますとおり、小学校では今年度と同様、国語で45分、算数で45分となります。中学校でも今年度と同様、国語で50分、数学で50分となっております。

調査結果については、予定として7月末頃には教育委員会に市全体及び各校

の結果が届くことになっており、従前通りであります、市としての公表に関しては、今年度同様に調査の実施後、教育委員会会議において改めてご審議、ご議決をいただき、実施してまいりたいと考えております。

本日は、各学校、事務局が学力向上の取組みの検証と改善に生かすという趣旨のもと、来年度の調査への参加についてご議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

亀岡教育長

それでは、この案件に関しまして、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

田中委員

この調査への参加について反対意見はございませんが、要望になりますが、今までのなかでPDCAサイクルに基づいて、改善に取り組んでおられたかと思いますが、なかなか結果に反映されていないというのが事実だと思いますので、来年度は是非とも結果となって出てくるような体制を今から取り組んでいただければと思います。

亀岡教育長

他にございませんか。

無いようですので、この案件につきまして、賛成の委員の挙手を求めます。

【挙手全員】

それでは、この案件に関しまして承認といたします。

亀岡教育長

次に、日程第4 教委議案第40号「大東市立野外活動センター条例施行規則の一部を改正する規則について」の提案理由の説明をお願いします。

平岡課長

日程第4 教委議案第40号「大東市立野外活動センター条例施行規則の一部を改正する規則について」のご説明申し上げます。

現在、本市では、性的少数者・性同一性障害の方々の不安を取り除く人権的な配慮から、窓口などでご提出いただく申請書等については、可能な限り性別記載欄を削除するよう全庁的に取り組んでおります。

今回、野外活動センターをご利用いただく際に提出いただく「利用料金の減免申請書」並びに「同減免許可書」におきまして、性別表記を削除することにより、性的少数者の方々の心理的不安解消のさらなる推進に取り組むものでございます。お手元の資料では、新旧対照表の4ページの様式第7号並びに次のページの様式第8号となります。それぞれ旧様式の中段にございます性別欄を削除いたしまして、新様式とするものです

なお、新旧対照表の1ページにお戻りいただきますと、様式第1号の「使用許可申請書」には、中段あたりに男女の区分が残っておりますが、こちらは宿泊の事前準備に性別ごとの人数の把握が必要となりますことから、センターの運営上、利用者の受け入れを円滑に行うため、止むを得ない措置としてご記入いただくものです。

そして、もう1点、今回の規則改正に併せまして、各様式にございます「あて先」という表記について、常用漢字表に基づく記載に漢字表記として改正を行わせていただくものです。

新旧対照表では、1ページの様式第1号の左上でご確認いただくものと同様に、様式第3号、5号、7号、9号において、この改正に併せてそれぞれ改正を行うものです。ご報告は以上となります。ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。

亀岡教育長      それでは、この案件に関しまして、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

水野委員      性別については、世の中の流れに合わせていただくことは良いなと思いますが、「あて先」を変えるというのはどういう流れになるのでしょうか。

平岡課長      説明不足で失礼いたしました。こちらの「あて先」に関しましては、今年度4月に本市総務課より公文書の作成に際しまして、常用漢字表に基づく記載に留意するよう全庁に通知がございました。このなかで、条例や規則等の例規で使用頻度が高い「および」、「ならびに」、「または」、「もしくは」等の表現は総務課において一括改正を行いましたが、それ以外の従来から平仮名で記載のある常用漢字表に基づいていないものにつきましては、その都度、内容の改正があった際に併せて改正させていただいているものでございます。ですので、今回の「あて先」という表記が常用漢字表において漢字で記載がありながら、平仮名の記載となっておりましたので、漢字にさせていただいたものです。

水野委員      他の規則等の「あて先」という表記も改正されるのでしょうか。それともこの規則の「あて先」という表記のみ改正されるのでしょうか。

平岡課長      この常用漢字表に基づく表記に合わせた改正につきましては、その文言のみの改正というのは合理的ではないため、例規の内容自体を改正するタイミングに併せて改正させていただくものです。そのため、他の例規において「あて先」表記が常用漢字にそぐわないものもございしますが、その部分だけをもつての改正は、他の各部署においても行っていない状況でございます。

亀岡教育長      他にございませんか。

無いようですので、この案件につきまして、賛成の委員の挙手を求めます。

【挙手全員】

それでは、この案件に関しまして承認といたします。

・・・・・・・・日程第5 一般業務報告につき要点のみを記載・・・・・・・・

①大東市立放課後児童クラブ条例施行規則の一部を改正する規則について  
⇒入所希望保護者から提出される入所申請書の様式改正、教室増設に伴う施行規則別表改正及び各様式の「あて先」を「宛先」へ改正する旨を報告。

#### 意見・質問

・ 四条小学校の放課後児童クラブについて、3つある教室はどのように使い分けているのか。

⇒今年度については2教室で運営しており、使い分けについては、まず1つの教室に低学年と高学年が集まり、宿題等の学習を始める。そして、学習が終わるともう1つの教室へ移動し、読書をしたり、支援員の方々と成長段階にあわせたかたちで遊戯に興じて運営している。なお、来年度からは3教室での運営を予定している。

・ 特別な支援が必要な児童もいると思うが、こういった配慮があるか。

⇒障がいのある児童の入所率は全体の8%であり、通常1つの教室に最低2名

の支援員を配置しているが、障がいのある児童が4名以上いる場合はもう1名の支援員の追加配置を義務付けており、さらに障がいの程度等に応じて加配することもある。

②大東市体育施設に係る指定管理者の指定について

⇒市民体育館、龍間運動広場及びテニスコートの令和2年4月1日から5年間の次期指定管理者について、市議会の審査を経て、一般財団法人大阪スポーツみどり財団を指定した旨を報告。

意見・質問

・申請状況として、初回募集で要項の配布が7団体、説明会の参加10団体にも関わらず申請が1団体であり、再募集でも要項の配布・説明会で2団体にも関わらず申請が1団体となっている。なぜ申請の段階で絞られるのか。

⇒要項を吟味していただき、応募の意思がある団体に説明会にご参加いただいた際、各施設を訪れ、現在の指定管理者の説明等を聞くなかで、想定されていた業務レベルと異なり、自社では運営が困難であると判断され、申請されていないためである。

・申請団体は1団体であったが、その団体の総合評価がほぼAであったため結果的には良かったが、同じく申請団体が1団体で、その団体の総合評価がほぼCであった場合にはどういう対応になるか。

⇒そういった状況であれば、その団体を指定管理者として指定することは適切ではないため、既存の指定管理者に応募の意思に関わらず引き続き指定管理者として継続していただきたい旨を打診し、並行して改めて募集し、新たに適切な団体を選定することになる。

.....

亀岡教育長

以上で本日の案件は終了いたします。

他に委員の皆様から何かございますか。

水野委員

年度途中ではございますが、間もなく2019年も終わります。皆様お疲れ様でした。

ご質問も含めて3点ございます。

1点目は、不登校の支援についてです。文部科学省から発表された不登校の子どもたちは16万人であり、今まで見たことの無いような数値です。大東市においては、不登校の子どもたちは増加傾向にあるのでしょうか。それとも減少傾向にあるのでしょうか。

渡邊課長

本市におきまして、11月末現在の不登校の子どもたちの数は小学校は33名から23名へ減少しております。また中学校では110名から119名へ増加している状況でございます。

水野委員

2学期は不登校の子どもたちの数が増えてきて、学校の先生方もご尽力いただいているとは思いますが、先月の文部科学省からの通知でも必ずしも不登校の子どもたちの解決方法が学校復帰だけにはとどまらないという指針が出まし



たけれども、それを受けまして大東市はどのように対応していくイメージをお持ちでしょうか。

渡邊課長

通知の以前から継続した家庭訪問然り、適応指導教室ボイス、このあたりを保護者と連携して行っているところでございます。近々で申し上げますと、この11月から訪問型支援というかたちで、ボイスのスタッフが実際に、週に1度のペースでご家庭の方でお子さんと1時間、あるいは1時間40分支援を行っているところです。この2学期は学校の行事が多かった学期でもございますので、行事を1つのリスタートと考え、そこから丁寧に関わってきたところです。なお、現在ボイスには21名の見学又は通っている子どもたちがおりますが、そのなかでも3学期にリスタートしようと考えている子どももおりますので、明日は終業式ですし、3学期のリスタートに向けて丁寧な関わり合いをしっかりと行っていきたいと考え、そういった意味でもボイスの必要性を改めて感じているところでございます。

水野委員

現状、不登校の子どもたちの数が約140名のうち、21名がボイスで対応されているということで、ボイスにも通えない子どもたちの学べる機会をどのように公教育が補償していくのか、ケアしていくのかということが課題かと考えますので、ぜひ引き続き議論を進めていただけたらと思います。

2点目は、私の子どもも小学生でして、長期休みに入るといつも宿題に苦められます。嫌だ嫌だと言いながらも一生懸命取り組んでいますが、いろいろな市民の方に宿題をどう思うか聞いてみますと、長期休みの宿題は何のために出しているのかなという声をお聞きします。長期休みの宿題の意義はどのようにお考えですか。

奥村課長

宿題というのは、普段の場合ですとそれぞれの授業の予習・復習の面もでございます。長期休みの場合ですと、もし宿題を出さなかった場合には、全く学習しないという可能性が考えられます。また、それぞれの学期の振り返りをその段階でもう一度しっかりとおさえることができるという意味で、長期休みの宿題の必要性を感じております。

水野委員

今はさまざまな家庭の状況があり、親が横に付いて教えてあげられないような状況もあるなかで、そもそも学校の勉強を理解できていないような子どもたちにとっては、1人で果たしてあのプリントができるのかなと心配になります。そのようなケースに対しても先程おっしゃられた宿題は必要だと思われませんか。

奥村課長

委員おっしゃられたとおり、1人でできないという可能性がある場合につきましては、確かに難しいと感じる面もございますが、本来、保護者が横についていなくても学習の習慣というものを身に着けていける宿題が必要と考えます。実際に学校におきましては、宿題を出した後にしっかりと答え合わせができるように解答を渡しているというケースも往々にございます。そういった意味で保護者が横についていなくても、なんとかできるよう学校も工夫されております。

水野委員

宿題に関しては、必要性を感じられる方や、私のように長期休みについては不要と考えられる方、それぞれ意見を持っていると考えます。また、学校によって宿題の量が違うように感じておりますが、例えば、小学4年生の冬休みの

宿題の量はこのくらいが適切だというような把握はされておられますか。

奥村課長

市教育委員会として宿題の量は把握はしておりません。それぞれの学校で必要に応じて出している状況です。

水野委員

学校によってバラバラということですか。

奥村課長

多少はそういった状況も生まれてしまう可能性がございます。

水野委員

以前、クラスによっても宿題の量が違うということを問題視させていただいたんですが、これも同じ議論になってくるのかなと思いますので、引き続きそのあたり、学校が決めていかれるものだとは思いますが、あまりにも差があると適切ではないのかなと思いますので議論を続けていただきたいと思います。

3点目は、先日、家庭教育支援グループの方で家庭教育支援の講演会が開催されましたが、状況はどうでしたか。

北田総括次長

12月14日に子育て講演会と称しまして、テレビでご活躍のジェフ・バーグランド氏をお招きして、十人十色のコミュニケーションというかたちで、また、初めての試みとして大東市PTA協議会と共催というかたちで実施させていただきました。91名の方々にご参加いただき、アンケート結果としては、概ね非常に良かったという感想が多くございました。また、個別の感想といたしましたは、ジェフ・バーグランド氏の「褒めること」について非常に見識が広まったという感想が多かったです。

水野委員

ありがとうございます。キラリエホールで91名ということで、参加人数は年々増加傾向かと思いますが、今は家庭教育もできて当たり前ではなく、学んでいく時代になってきたかと私自身は思っておりまして、保護者の方々が学びの機会にもっともっと参画していただけるような仕組み作りを引き続きご検討いただければと思います。今年度、PTA協議会の皆さんのお力をお借りできたことは素晴らしかったなと思いますので、引き続きよろしく願いいたします。

亀岡教育長

他にございませんか。

無いようですので、以上をもちまして、12月の教育委員会定例会を終了いたします。

以上

令和2年1月24日

亀岡教育長

水野委員